

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第11号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例（昭和47年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削る。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「5,480円」を「6,570円」に、「8,560円」を「10,200円」に、「11,600円」を「13,900円」に、「3,120円」を「3,740円」に、「5,040円」を「6,040円」に、「6,940円」を「8,320円」に、「430円」を「510円」に、「57円」を「68円」に、「28円」を「33円」に、「4,320円」を「5,180円」に、「2,880円」を「3,450円」に、「8,920円」を「10,700円」に、「17,000円」を「20,400円」に、「7,870円」を「9,440円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		220円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		330円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		510円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		680円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,040円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,400円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2,410円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		3,450円
外径が1メートル以上のもの	6,910円		

別表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「6,040円」を「7,240

円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「7,870円」を「9,440円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「0.008」を「0.007」に、「11,300円」を「10,400円」に、「5,660円」を「6,250円」に、「6,850円」を「8,220円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「170円」を「200円」に、「17,000円」を「20,400円」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「17,000円」を「20,400円」に、「7,200円」を「8,640円」に、「170円」を「200円」に、「170,000円」を「204,000円」に、「85,000円」を「102,000円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料置場の項中「10,800円」を「12,900円」に、「3,480円」を「4,170円」に、「17,000円」を「20,400円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設の項中「7,870円」を「9,440円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項の次に次のように加える。

令第7条第8号に掲げる 応急仮設 建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額

別表備考6中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同表備考7中「又は」を「、又は」に改める。

#### 付 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料から適用する。ただし、同日前に占有許可を受け、既に占有料を納付したもののについては、なお従前の例による。